

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

一 再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合における自動車登録番号標に係る封印の取付け等に関する道路運送法による国土交通大臣の権限について、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任するものとする。 (第十五条第七項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 消費税法施行令の一部改正

一 一般乗用旅客自動車運送事業のうち、当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして道路運送法第九条の三第三項の規定により定められた運賃等が適用されるものは、適格請求書発行事業者が適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる事業から除くものとする。 (第七十条の十一第二号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行するものとする。

（附則関係）